

No.	政 令 案	事 業 の 例 示
一	住民に対する広報に関する事業	○ 米軍再編広報事業 広報車等の整備、広報パンフレット作成、説明会開催及びこれに類する事業 ○ 行政活動広報事業 各種住民サービスのオンライン提供及びこれに類する事業
二	国民の保護のための措置に関する事業	○ 国民保護事業 「リーフレット」（全国瞬時警報システム）の整備、国民保護法九十九条に係る緊急通報システムの整備、市町村国民保護計画の策定に関する調査研究（避難誘導のシミュレーション）、国民保護訓練の実施、住民用防毒マスクの整備、市町村の医療機関における特殊医療品の備蓄
三	防災に関する事業	○ 地域防災事業（災害には通常の火災は含まれないところ、当該事業に消防に関する施設整備等事業も含まれる。） 有線ラジオ放送、無線施設、サイレン警報施設、防火水槽、消火栓、火災報知器、可搬式消防ポンプ、消防自動車、パトロール車、食糧備蓄倉庫等の整備、防災パトロール、防災教育啓発、防災訓練及びこれに類する事業
四	住民の生活の安全の向上に関する事業	○ 生活安全事業 防犯カメラの設置、パトロール車の整備、防犯パトロール、防犯教育啓発及びこれに類する事業
五	情報通信の高度化に関する事業	○ 行政の情報化推進事業 住民・事業者からの申請、照会の受付、公文書の発給等の「e-Gov」の利用又は専用端末の設置によるサービス化、行政機関内部の情報通信サービスの整備及びこれに類する事業 ○ 高度情報通信サービスの形成事業 光ファイバー網の整備、高度情報通信サービスの形成に関する調査研究及びこれに類する事業
六	教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業	○ 教育・スポーツ及び文化関連施設整備事業 学校及び各種学校、屋外運動場、公民館、図書館、地方歴史資料館等の整備及びこれに類する事業 ○ 伝統、芸術その他文化の保護、継承事業 祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業 ○ 地域資源利用魅力向上事業 観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業 ○ 観光資源開発事業 観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業 ○ イベント支援事業 音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業 ○ 住民参加活動支援事業 NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業 ○ 人材育成事業 各種研修の情報提供、各種研究会開催、専門学校・大学等への進学や留学、研修機関における研究の受講のための奨学金制度の設置、姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業
七	福祉の増進及び医療の確保に関する事業	○ 福祉サービス提供事業 老人福祉施設、保育園、託児所等の整備、インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業 ○ 老人福祉事業

					八	環境衛生の向上に関する事業
					八	- ホームヘルパー派遣、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業 - 障害者福祉事業 - デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業 - 育児支援事業 - 育児力アップセリング、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業 - 保育事業 - 児童館における活動及びこれに類する事業 - 医療体制向上事業 - 病院、診療所、保健所、母子健康センター、救急車、巡回診療車の整備及びこれに類する事業
					八	- 環境衛生事業 - 一般廃棄物処理施設、ゴミ収集車、し尿処理収集車、上水道、下水道、排水路、街路樹、火葬場、公衆便所、道路清掃車等の整備、ゴミ減量化対策（地域住民が購入する生ゴミ処理機への補助等）及びこれに類する事業
				九	交通の発達及び改善に関する事業	- 交通関係事業 - 市町村道、除雪車、橋梁、街路灯、歩道橋、ガードレール、渡船施設、歩道等の整備、交通安全講習会開催及びこれに類する事業 - 地域内移動網運営事業 - 域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業
				十	公園及び緑地の整備に関する事業	- 公園・緑地整備事業 - 防災公園、緑地帯の整備及びこれに類する事業
				十一	環境の保全に関する事業	- 環境保全事業 - リサイクル施設、農地保全施設（防風施設等）等の整備・維持管理・運営、希少動植物保護、リサイクル推進・環境保全PR及びこれに類する事業 - 地域森林整備事業 - 植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業 - 公害防止事業 - 土壌汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業
				十二	良好な景観の形成に関する事業	- 景観整備事業 - 都市環境設計及びこれに類する事業
				十三	企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業	- 産業関連施設整備事業 - 農業用排水施設、農林水産物の共同貯蔵所又は共同作業所、市場、養魚施設、織物・窯業等地場産業の保護・育成のための施設等の整備及びこれに類する事業 - 地場産業振興支援事業 - 特産品紹介、技術情報の発信、特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援、地場特産品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業 - 地域内就業支援事業 - Uターン、イターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業 - 地域の産業の近代化及び活性化事業 - 農業・畜産業・林業・水産業・鉱工業及び商業の経営の近代化に係る事業、産業近代化に係る調査、広報及び研修事業 - 地域おこし事業 - まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業 - 地域の産業関連技術の振興事業 - 地域産業関連技術に係る職業訓練施設の整備事業、地域産業関連技術に係る生産・加工技術研究開発事業、産業関連技術振興に係る調査、広報及び研修事業

	十四 生活環境の整備に関する事業で 防衛施設庁長官が定めて告示す るもの	○ 公共用施設利用促進支援事業 港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業 第一号から第十三号までに該当しない事業であつて、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与すると認められる事業
--	---	--